

市・県民税申告書 電子申告 Q&A

問1 「あいち電子申請・届出システム」による市・県民税申告とはどんな内容ですか？

答 これまでの書面による申告書の持参または郵送による提出方法に加え、申告書を電子データ形式（PDF ファイル）で「あいち電子申請・届出システム」を通じて、電子送信するものです。

問2 利用できる媒体は？

答 インターネットに接続できるパソコン、スマートフォン、タブレット端末で利用可能です。

問3 一度電子送信を利用したら用紙による申告手続きはできなくなりますか？

答 従来どおり、窓口・郵送での申告書提出は可能です。電子送信の利用後も翌年度以降に、申告書用紙による申告に切り替えることも可能です。

問4 休日や時間外に行った電子送信はどうなりますか？

答 平日の業務時間内に随時処理します。

問5 当初、提出した申告書に誤りがあり訂正したいのですが、どうすればよいですか？

答 訂正後の申告データを作成し、電子送信してください。訂正したデータを送信した旨を本市に連絡していただく必要はありません。直近の申告データを最新の申告データとして扱います。

問6 申告書の控えがほしいのですが。

答 市・県民税申告書の電子送信の場合は、書面で提出した場合と同様に申告書の控えはありませんが、申告書データ送信後に配信される「申込完了通知」により、申告書が本市に到達したことを確認することができます。また、「受理完了のお知らせ」及び提出した申告書データ（PDF ファイル）をあわせて、申告書の控えとして利用することができます。

問7 市・県民税申告書の電子送信を完了したが、申込完了通知メールが届きません。

答 電子申請システムの入力画面で記入したメールアドレスに送信しています。メール受信拒否設定をしている場合、メールが届きませんので、次のアドレスからのメールを受信できるように設定をお願いします。

アドレス : noreply@mail.graffer.jp